

肥料・土壌改良資材・培土又はその原料の 集荷業者の皆様へ

使用する農家が生産する農産物が食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけてください。

- 集荷する肥料・土壌改良資材・培土やその原料の生産地や生産時期、生産方法などの情報を確認し、販売・譲渡先に適切に提供しましょう。
- 集荷する肥料・土壌改良資材・培土やその原料に関して、地域における放射性セシウムの状況は県にお問い合わせください。

＜肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値＞
400ベクレル/kg（製品重量）

このことに関するお問い合わせは

農林水産省消費・安全局農産安全管理課、生産局農業環境対策課、農業生産支援課

03-3502-8111（代表）

農林水産省九州農政局

消費・安全部安全管理課、生産経営流通部農産課

096-211-9111（大代表）